

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月20日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 〒105-0022	
住 所 東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング	
氏 名 東京ガスエンジニアリング ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 小西 康弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-6452-8400	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	千葉県管轄建設工事業場
事業場の所在地	千葉県管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06-総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 21,830百万円 (弊社全体の金額)
③ 従業員数	1,910名 (弊社全体の従業員数)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○産業廃棄物処理許可業者へ処理を全量委託 (以下処理工程の一例) ・汚泥⇒脱水⇒セメント原料 ・廃アルカリ⇒焼却⇒焼却灰リサイクル ・廃プラスチック類⇒破碎⇒燃料 ・紙くず⇒選別⇒素材原料 ・木くず⇒破碎⇒燃料 ・金属くず⇒破碎⇒金属原料 ・ガラス陶くず⇒破碎⇒燃料 ・がれき類⇒破碎⇒再生骨材 ・建設混合廃棄物⇒破碎⇒燃料 ・石綿混合廃棄物⇒燃焼⇒熱利用 ・廃蛍光灯類⇒分解⇒素材原料

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 社長 経営幹部会 EMS 管理責任者 EMS 委員会 部門担当本部長 部所担当副本部長 当該各担当部所 当該各事業場 産業廃棄物管理責任者 EMS 事務局 安全統括部 廃棄物管理担当部 処理計画作成担当	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	建設汚泥	廃油
	排出量	925.696 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	・資機材搬出入時の梱包材や養生材を必要最小限とすることを推進している。		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	建設汚泥	廃油
	排出量	40.000 t	1.500 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・種類ごとに分別することについて、集積場所へ具体的な例示を掲出することにより、混合廃棄物の発生を抑制して、結果的に再生資源化率の向上を図ることを推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の分別によるコスト削減効果を周知することにより作業従事者の再資源化への意識改革を図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の再生処理工程を考慮した効果的な分別を推進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・今後も自ら産業廃棄物の再生利用を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら産業廃棄物の中間処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・今後も自ら産業廃棄物の中間処理を行う計画はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・今後も自ら産業廃棄物の埋立処分または海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	925.696 t	0.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	925.696 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	923.923 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	・複数の優良認定処理業者より公開された情報を、十分に比較、吟味した上で、産業廃棄物の処理委託先を選定している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	40.000 t	1.500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	40.000 t	1.500 t
	再生利用業者への 処理委託量	40.000 t	1.455 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の処理委託業者の選定にあたっては、再生処理や熱回収を行っていること等、ゼロエミッションに積極的に取り組んでいる処理業者を優先することを推進する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[illegible][illegible]